慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	村明細帳を通じてみた近世中期の一漁村 : 志摩国英虞郡船越村
Sub Title	A fishery village in the early 18th century through Murameisaicho
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.7 (1954. 7) ,p.753(51)- 760(58)
JaLC DOI	10.14991/001.19540701-0051
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540701-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

それでは、英連邦の實質的構造と範圍を意味するという、スターリング地域とは如何なるものであろうか。之が次に考察されるべき主題である。

(1) Jennings; The British Commonwealth of Nations, p. 167.
(2) Soward, F. H.; The Changing Commonwealth, 1950. p. 10.
(3) Ibid., p. 169.
(4) Ibid., p. 207.
(5) Ibid., p. 170.
(6) Ibid., p. 87.
(7) Jennings; The Commonwealth in Asia, p. 121.
(8) Brock; Britain and the Dominions, p. 367.
(9) Hobson; Imperialism, pp. 207-8. ホブソン「帝國主義論」岩波文庫　下卷　一一七頁。
(10) Cf. Dutt, R. Palme; Britain's Crisis of Empire, 1949 & The Crisis of Britain and the British Empire, 1953.
(11) Mr. Attlee's speech at the Lord Mayor's banquet in November, 1947. Ibid., p. 321.
(12) Ibid., p. 32.
(13) Ibid., p. 34.
(14) Ibid., p. 49.
(15) ダットは帝國と連邦に區別を認めず、すべて帝國と呼んでいる。
(16) Ibid., p. 40.

(未完)

* * *

次號目次

6 スターリング地域の概念
——連邦との關係——
7 スターリング地域の構造
8 國際收支の危機
——コナンとダットの見解——
9 スターリング地域制度の經濟的價値
10 スターリング地域内の重心の移動
——平價切下の問題——
11 英本國の社會主義化の影響
——勞働黨の外交政策——

村明細帳を通じてみた近世中期の一漁村

——志摩國英虞郡船越村——

速水融

一

德川時代の漁村に關しては、羽原又吉博士の諸業績を初め、近時に至りかなり多くの研究が進められつつあるが、なお地域的には重要であるにも拘らず、殆んど研究において未開拓である眞空地帶を多く殘し、複雜な性格を有する近世漁村及び漁業の全體的把握にとつて越え難い大きな障害となつている。伊勢から志摩、紀伊にかけての沿岸はかなり古い時期から漁業の發達を見た地方の一つで、我が國の漁業史上に果した役割も決して輕視し得ないものがある樣に思われるが、管見の限り、若干の民俗學的研究を除外すれば、この地方の史的研究は殆んど皆無に等しい。本稿は先に發表した紀伊國牟婁郡尾鷲附近に於ける漁村史料の紹介二篇(註)と共に、かかる間隙を埋めんとする一試論である。

村明細帳を通じてみた近世中期の「漁村

(註) 拙稿「近世における漁村の移住と漁場の利用、支配の關係について」三田學會雜誌第四十六卷第七號、「近世における一漁村の人口動態——紀伊國牟婁郡須賀利浦——」同誌第四十六卷第十二號。

志摩國英虞郡船越村は德川時代志摩鳥羽藩に屬し、江戸大坂間廻船の寄港地として名高い波切湊に隣接する村である。地圖に見る如く、現在海士潛水業の最も盛んな所謂先島半島の附根に位置し、村居の西側は英虞灣、東側は太平洋に面している兩濱の村で、村名の由來が顯われよう。

さて、本稿においては、量的には多くを殘している同村史料

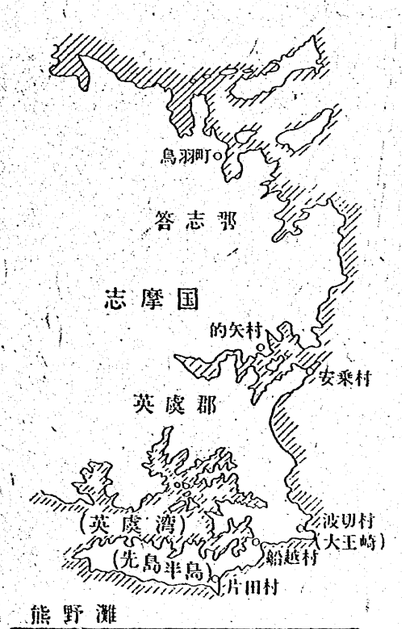

志摩国略図

の内、村明細帳、乃至はそれに類似する數點の史料を選び紹介する。史料の委細は次の如くである。

(一)　貞享四年（一六八七）と推定される村明細書上げで、綴合わせたものではなく、又年代を缺いているが、後に述べる理由により一應この年の村明細帳として取り扱う。

(二)　元祿四年（一六九一）の「志摩國英虞郡船越村指出帳」

(三)　寶永七年（一七一〇）の「志摩國英虞郡船越村指出帳」

(四)　享保三年（一七一八）の「志摩國英虞郡船越村指出シ帳」

(五)　享保十一年（一七二六）の「志摩國英虞郡船越村指出帳」

(六)　寛延二年（一七四九）の「浦方諸事書上ケ帳」

(七)　天明四年（一七八四）の「諸事書上帳」

なお右の七點はすべて現在の三重縣志摩郡船越村役場所藏、日本常民文化研究所收集に據るものである。

史料(一)に關しては若干の説明を要する。本文には年代が缺けて居り、且つ又史料の提出者及び宛名もない。尤も冒頭に、村役人たる庄屋、肝煎の名が記されているが、是は村明細書上げの一部として書かれたものと解される。又、他の史料が何れも假綴のものであるのに對し、是のみは一紙の張り合わせである。年代推定は、冒頭に記されている村役人名と、端裏書の「貞享四年ノ書上ケ　右同斷」という記載からであるが、この村役人は元祿四年迄は同じであり、從つてこの史料の年代も嚴密には元祿四年以前、恐らくは貞享四年という限定を附す必要がある。史料(二)乃至(四)の四點は殆んど同一の形式によるもので、何れも鳥羽藩の領主交替直後に書かれたものである。卽ち元祿四年は天領から松平和泉守へ、寶永七年は同人から伊勢龜山藩主であつた板倉近江守へ、享保二年は同人より信濃松本藩主であつた松平光慈へ、享保十年は同人より下野烏山藩主であつた稻垣對馬守へと支配の變更が行われている。(註)是等の年代と村明細帳の書かれた年代とを比較すれば、この書上げが交替の行われた年か、若しくはその翌年に書かれたものである事が判明する。

（註）　領主の交替については、大西源一『三重縣鄕土史』二七九―八〇頁によつた。

史料(六)、(七)は、内容から見れば、この村の漁業及び漁業獻上物等についての書上げを主として居り、史料分類の上からは村明細帳とは言い得ないが、便宜上同種のものとして取扱う。

史料としての村明細帳一般についてはここに述べる必要はない。ただこの村の場合、それが貞享乃至享保と言うかなり早い時期のものであり、短期間に五册を數える點に於いて他の場合には見られない研究上の利點を有する。しかし、それらの内容を見ると、史料(一)を除き、何れも貢租賦役負擔の記載に終始し、前年度の繰返しが多い。從つて經濟史的に最も興味深い貨幣經濟浸透の問題については殘念ながら得るところ少いのである。又、勿論ただ一種類の史料であるから、本稿のみをもつて近世中期の漁村の狀態について全般的な考察がなされ得るわけでもない。

二

さてこの村の漁村としての樣相は、前揭史料の内、貞享四年の史料(一)に最もよく示されている。以下同史料から漁業に關する部分を抽出してみよう。

「

一四つ嶋　岩四つ

但此嶋之瀨ニ春二月ゟ三月中旬迄、藻魚釣申候而山田へ生ニ而送り申候、しんじゆ貝もかつき申候

一獵師五拾四人　但年ニゟ十月下旬之頃ゟ十二月迄、拾人又ハ拾五人程宛、紀州領之内へ海老網かけニ罷越候、五六月ゟ九月十月迄、三州へ鰯網ニ雇われ參候事も御座候

一海士六拾貳人　上中下共ニ

年ニゟ四五六月又ハ八九月之内、紀州領へ拾五人廿人程出かつきニ參候事も御座候

一鮑取申候得ハ四月ゟ八月迄ハのしニ仕宇治山田之商人ニ賣申候、九月ゟ三月迄ハ生鮑ニ而名古やゝ津、川崎へ送り賣申候、

一七艘　鰹釣船

但鰹釣申候へハ四月五月之内ハ生鰹ニ而川崎へ送り賣申候、六七月ハ節ニ仕名古や、津、川崎へ送り賣申候

村明細帳を通じてみた近世中期の漁村

一三艘　商内船

是ハ鰹節並鮑、海老積送り申候

一壹帖　但長八拾尋横四拾尋　名吉網

是ハ二月ひがんゟ四月上旬迄ニ取申候へハ、川崎へ生ニ而送り賣申候、年ニゟ一圓取不申事も御座候

一壹帖　但長百尋横四尋　むつ網

是ハむつ取申候へハ、生ニ而川崎へ送り賣申事も御座候、干物ニ仕賣申事も御座候、年ニゟ不取事も御座候

一五拾四帖　但壹帖ニ付長六拾尋横四尺　海老網

是ハ十月ゟ二月迄海老網藻魚取申候、生ニ而山田、河崎へ送り賣申候、但居村ノ領内東西之海ニ而取申候

一七帖　但壹帖ニ付長六尋程横四尋程　鰹餌鰯網

一荒布　是ハ五月ゟ六月迄内ニ取申候、年ニゟ不取事も御座候、取申候へハ、大坂鹽屋多兵衞と申人ニ賣申候、居村領内之内北より南迄ノ磯ニ而取申候

一若布　是ハ正月ゟ三月迄取申候、年ニゟ多少御座候、百姓喰物ニ仕、殘申候へハ川崎へ送賣申候、取申候磯右同斷

一ひしき　是ハ九月ゟ十一月迄取申候へも百姓喰物ニ仕候、取申候磯右同斷

一ふのり　是ハ正月ゟ三月迄取申候而百姓喰物ニ仕候、取申候磯右同斷

一屋舗數合七拾三軒

貳軒ハ　寺有藏堂
五軒ハ　庄や、肝煎、郷使役なし
四拾九軒　本百姓役屋敷
貳軒　御藏、風呂屋
拾五軒　隱居、やもめ並ニなや共ニ

一家數メ七拾三軒
　内四拾九軒　本屋
　　貳拾四軒　添屋

一人別百八拾八人　内九拾壹人　男　親子兄弟
　　九拾七人　女　親子兄弟
　内　百五拾人　本百姓
　　三拾五人　水呑無役人
　　三人　商人

但十月下旬ゟ正月迄紀州領へ商内ニ參候

右の記載より推測を試みれば、この村の近世中期における漁業の狀態は次の如くである。村民は數人の商人を除き、殆んどは漁民であり、一年間を通じ何等かの漁業に從事する。即ち春彼岸頃より始まる名吉（＝鰹）網漁業、春から夏にかけての鰹釣漁業、秋から冬にかけては海老網と循環し、又海士潛水採取業は村内、外を含めればこれ又終年に亘つている事が明らかである。これらの諸漁業の間に相對的な比重を附す事はできないが、注目すべきはその活動範圍で、單に自村や、志摩沿岸のみならず、三河――恐らくは渥美半島――への鰯地引網に對する勞働力としての出稼ぎや、紀州領――恐らくは伊勢南部から紀伊にかけての沿岸――への海老網出漁、海士稼ぎ等、かなり廣範圍に及んでいた事である。この樣な漁民の出稼ぎは、廣く言えば漁村全體の特徴でもあるが、志摩に於いては殊に多かつた樣である。史料的根據は明記されていないが、紀伊國牟婁郡宇久井村について、「宇久井村ノ内湊ノ漁業創始ハ元志州ノ海士ニシテ明暦二年大納言頼宣公巡國ノ際志州堅田（＝片田、船越の隣村――引用者）ノ海士三輪崎ノ磯邊ニ於テ捕鮑セシニ一覽アリ感喜アラセラレ宇久井ノ西地ニ地ヲ賜ヒ湊ノ稱號ヲ下シ捕鮑ノ特許ヲ與ヘ居住セシム」（註）と言う記述があり、眞僞の程はともかくとして、この地方の漁民の廣範圍な生産活動を裏付けるものであろう。

（註）『舊藩時代の漁業制度調査資料』第一篇一九八頁。

近世の初期から中期にかけては各地に新しい漁業の開發が行われた時期である。その際技術的な面での擔い手となつたのは漁業の行われる地元の住民ではなく、先進地帶の漁民であつた事は各地の史實が是を物語る。關東漁業の開發については羽原博士の指摘された如く（註）上方、主として大阪灣、紀伊水道沿岸漁民の果した役割は大きいのである。都市住民のための食糧として、或いは一部農村の肥料として漁業生産物に對し需要は急激に増大しつつあつた。從來の漁場では限界があり、さりとて沿岸に住む者すべてが技術的な能力を持つていた譯ではない。そこで、この時期には先進地帶からの出漁は盛んに行われたのであろう。中世漁業の有する歴史的な意味も亦そこに見出されるのである。志摩の一漁村の例も、かかる時期における先進地帶の出漁の狀態を示すものと考えられる。

（註）羽原又吉「關東漁業の近世的發展と上方漁民の役割」拓殖論叢第四卷一・二號所收。

貞享四年の村明細書上げから推測されるもう一つの事柄は、この村において生産される商品の販路についてである。名古屋津等の大藩の城下町が殆んどどの漁獲物についても見出されるのは、當時における漁獲物に對する需要が何處にあつたかを示すものであるが、この他に、近くの山田、川崎等の名が頻繁に見られるのも注目に價する。特に川崎は山田市外にある一町場であるが、この地方の局地的な市場となつていたのではなかろうか。この地の商人の活躍は志摩沿岸一圓に及んでいるのである。又商品によつては荒布（ノリ）の如く、大坂の商人へ渡るものもあり、漁獲物全部が一定のルートを有していたわけではない。魚商との關係はこの史料からでは不明である。

三

では以上の樣な漁業の狀態は、その後どの樣に變化して行つたかを追つてみよう。ただ殘念ながら史料(一)以下については、前にも觸れた樣に、記載内容が史料(一)と異り、殆んどが年貢、獻上物等のみに終始している事を豫め斷つて置かねばならない。

先ず船數の變遷をみると、元祿四年、鰹釣船七、一かひちよろり五十一。寶永七年、鰹釣り船七、小いさば船二、ちよろ船四十一。享保三年、漁船（＝リョウ船、鰹船と同じ）七、小いさば五、ちよろ船四十一。享保十一年、鰹釣船九、小いさば五、ちよろ船四十一。寛延二年、鰹釣船九、小いさば五、ちよろ船六〇。天明四年、鰹船五、小いさば船五、いわし船五、ちよろ船一〇五。以上の記載が實際の數字か否かについては、ここに檢證すべき材料を持たない。しかし鳥羽藩においては船、特に漁船に對する年貢があつた記錄は今のところ見出せないから、實際とはそれ程離れているとも考えられない。そこで以上の數字から享保以後における船數の急増が讀み取られよう。天明年間にはそれ迄に見られなかつたいわし船の記載が見られ、新な漁業の發展が想定される。しかし、その他方では、鰹船の如く、當時としては比較的大型の種類に屬するものに減少が見られ、壓倒的に増加を見せているのは小型のちよろ船である。ちよろ船とはこの地方で海士の潛水採貝漁業に使用する小型の漁船を指す。この地方では海士をカチド、フネドに分け、前者は主として未婚、老年の者で、船を利用せず、海岸から泳いで行つて潛る海士を指し、後者は夫婦で船を持ち、沖へ出て夫が船上に殘り、妻の潛水を補佐する形態をとる海士を指す（註一）。從つてちよろ船の増加は、海士潛水漁業の發達を示すものと言えよう。あたかもこの時期は長崎における俵物（註二）輸出が幕府の政策として强く推進されるに至つた頃であり、俵物等の輸出水産物の主要生産地域であつた志摩沿岸の漁村、特に海士潛水漁業に對し大きな影響のあつた事は容易に想像し得る。

（註一）岩田準一『志摩の蛋女』（アチックミューゼアム彙報第四〇）四―五頁參照。

（註二）年代記的に言えば、正德五年（一七一五）の改革以後も俵物輸出は銀、銅等の金屬地金の輸出の補充物として次第に增加しつつあつたが、寶曆十三年（一七六三）俵物の集荷に關し、俵物請負人を指定し、天明五年（一七八五）にはこれを幕府直營の俵物役所扱いに變更し、重要な貿易品として一般の賣買を禁止している。羽原又吉『日本漁業經濟史』（上卷）二十五頁以下參照。

しかしこの樣なちよろ船の增加が、直ちにこの村の漁業の發達であつたかどうかは檢討の必要がある。確かに隻數の增加は見られ、村內、村外を含めてこの村の漁民による生產量の增加も又見られたであろう。しかし、生產力は依然として低い段階に止まつている。その意味での發展は殆んどなく、資本制漁業への發展も亦なかつたと言つてもよい。むしろその可能性のより大きい鰹釣漁業は衰退の徵さえも見せているのである。この樣な小漁民の一般的な形成と、彼等による盛んな漁業活動は、近世志摩のすべての漁村において、多かれ少かれ共通して見出される。生產手段は殆んど要せず、しかも彼等の特殊技能による獨占的な生產と、增大する需要のために價格の低下はまずなかつた事から、この樣な生產の形態は志摩の漁村に最も適合した形態であつたと考えられる。勿論少數ながら規模の大きい漁業は存在したが、その他方では名吉網漁業の如く、村中共同の地下網（ジゲ）が長く殘り、その村にとつて大きな意味を持ち續け得た事も又同樣にこの地方にとつて、生產形態の上から適合性を持つていた事と結び付けられる。

（註）地下網については別の機會にやゝ詳しく述べる積りであるが、簡單には拙稿「地下網」世界歷史事典第八卷、二六二頁參照。なお河岡武春「舊漁業聞書――志摩長岡村」民間傳承第十七卷第八號三十七―三十九頁に志摩國一漁村の地下網についての聞書きがある。

その他の漁業に關する記載は、若干の漁獲物に關し、產出の時期を書き上げているが、是等は何れも獻上物としてであるから、これ以外にも漁獲はあつたものと考えねばならない。享保十一年の村明細帳から漁獲の季節を記したものを拾つてみよう。鰹、四月より九月迄。眞珠貝、五月より七月迄。鮫（コシノ）、十月より十二月迄。若布、二月より三月迄。荒布、五月より八月迄。海藻、十月より三月迄。甘苔、二月より三月迄。名吉、十月より三月迄。これらを貞享四年の記載と比較すれば多少の變動はないでもないが、季節の記載それ自體が極めて蓋然的であるから、それを云々する事は不可能であろう。

戶口數の記載は天明四年の史料(ロ)に記載がみられ、家數二百四、人數千百十二、內男五百十九、女五百九十三となつている。記載基準の相違を考慮に入れても貞享以後かなり急激な增加が見られた事を物語る。

四

最後に、數册の村明細帳に最も詳細に記されているこの村の年貢負擔について若干考察してみよう。まず正租であるが、是は村高の記載あるのみで、免が出ていないから負擔は不明である。貞享四年の高二百一石八斗四升六合はその後享保十一年の二百五石五斗四升迄僅かの變化を見せている。漁村としての特別な年貢は、水主米と浦役がある。まず水主米からみよう。貞享四年の水主米高十七石六斗五升七合はその後も變化していない。一體これが何を基準として掛けられたのか不明であるが、元祿四年の史料(ハ)―(ヘ)には何れもこの由來について次の如く記している。

「是ハ九鬼大隅守樣御代、水主多ク被召連百姓共迷惑仕候ニ付、水主米と申米差上ケ申候而水主遣御赦免被成表下候と申傳候、其以後本役半役三分一役貳分役壹分役迄、家相應ニ御掛被成、年々多少御座候處ニ　內藤飛騨守樣御代、貳拾年以前子之年ゟ定成ニ被仰付、只今迄右之通ニ御座候御事」

卽ちこの年貢の最初の形態は、領主による賦役の徵發であつたのが、九鬼大隅守（近世初頭鳥羽藩主）の頃から米納の形態をとるに至つた。これは沿岸の各村に見られる。この藩では明記されていないが、水主役の負擔がその村に對する漁業の許可と關係を持つ場合が多かつた模樣である。（註）しかし志摩の場合はそれは水主米ではなく、次に述べる浦役であつたが、一應沿岸村にはすべてかけられている年貢なのでここに擧げた。

（註）詳しくは山口和雄「日本漁業經濟史研究」二〇頁以下參照。

浦役はどうであつたか。是もその額は貞享以後變化を見せていない。記載は次の如くである。

「一銀貳百五拾目　浦役

內

百目ハ　七月ニ納申候

八拾目ハ　十月ニ納申候

七拾目ハ　十二月ニ納申候

是者定成ニ而年々磯濱之諸漁諸色海藻舟網百姓共自由ニ仕候、外ニ浦御運上差上ケ不申候御事」

右の記載で明らかに示される如く、浦役はこの村に對する漁業權（但しこれが現在の漁業權と異る事は當然であるが）確認の反對給付となつていた。又、少くもこの時期（貞享―天明）については、他の運上はなく、この年貢を納める限り、磯漁に關しては百姓共自由に操業し得たものである。從つて、若し沿岸にあつても、この年貢を納めぬ村では漁業は採貝採藻を含め、法的には許されなかつたものと理解される。

（補註）なお浦役に關して從來の說では「海役と似たものに浦役があるが、この方は普通陸上の賦役をさすが、兩者の

語法は必ずしも嚴格に區別されていたわけでなく、所によると例えば攝津國の如く海役と稱すべき内容の賦役を浦役と言つていたところもある。」（山口和雄、前掲書二六頁）となつて居る。志摩の場合はむしろ逆で、水主米が賦役から出發しているのである。當時の常として、用語が一定していない處から來る結果である。たゞ志摩の場合、浦役が何を基準とし、又何年から始まつたかについての記載がないのでその點に問題を殘している。

以上の他、獻上物として鯛、初漁の鰹、名吉等があり、又必要に應じて獻上する洗布苔、鹽辛、鰹節、鮑等があるが、是等は時と共に種類も多くなつている。しかし村の負擔から言えばそれ程多かつたとも思われない。從つてこの村が漁村であると言う事から、特に漁業に對して課税が行われた譯ではない。隣の和歌山藩の如く、漁物すべてに對し一定割合を御口銀として取り立てる事もなかつた。漁業の盛んなこの地方に何故この樣に比較的緩和な政策がとられていたか、今後に殘された問題の一つであるが、だからと言つて直ちに志摩の漁村全體の負擔が輕かつたとする事は出來ない。兎が農村に比して高かつたかも知れないし、種々の名目による臨時税の存在も考えられるからである。ただ、少くも表向きの漁業税は他藩に比して低かつた事だけは言い得よう。

若し負擔が輕かつたとすれば、そこには何等かの形で資本の蓄積の可能性がなかつたとは言えない。事實は、先に觸れた如く、その傾向は殆んど皆無であるが、一體その剰餘分がどこへ蓄積されたのかも問題であろう。果して村内だつたか否かも疑問である。しかし是等の疑問はもはや村明細帳の答え得る範圍にはない。

以上述べ來た如く、村明細帳を通じて窺い得る範圍は極めて僅かでしかない。特に同じ村明細帳でも、㈡以下のものは、經濟史的に役立ち得る記述は極めて僅かである。指出しを要求した方も全く前年度と同じ書式で滿足していたものと思われる。船數、戸口數等の變化以外には新たに指出させる必要もなかつたし、それらの數字のみであれば村明細帳と言う形式をとらなくてもよかつた樣に思われる。勿論藩側の史料もなく、この樣に所領變更の度に同一のものを書かせた意圖や理由は一切不明である。

以上、村明細帳のみを使つてこの村の生活を觀察してみた。意識的にただ一種の史料だけを用いたのはこの種の史料の物語る限度を知るためでもあつた。しかし幸い船越村の史料はこれのみではなく、志摩の漁村としてはかなりまとまつた量を殘している。それらを利用し分析を進める事によつて本稿において疑問となつた點や、或いは觸れ得なかつた問題を解決して行く必要があろう。ただ本稿では、今述べた理由からその内の或るものを選び出し紹介したに過ぎない。

書評及び紹介

カレッキー「經濟動態理論」

先に Essays in the theory of Economic Fluctuations, 1939 を著してケインズ理論の計測化を試み、計量經濟學の進歩に大なる貢獻をした Michal Kalecki は、今回新たに Theory of Economic Dynamics, an essay on cyclical and long-run changes in capitalist economy, London, 1954, pp. VI+178 なる著書を著して長期的發展と景氣循環の關係を明らかにしようとしてゐる。本書は六編から成り、第一編獨占の程度と所得分布、第二編利潤と國民所得の決定、第三編利子率、第四編投資の決定、第五編景氣循環、第六編長期的經濟發展となつて居り他に十一頁の統計附錄がついてゐる。前著と異なりこの書は第三編を除けば個々の獨立の論文を集大成したものではない。

第一編では先づ獨占下における價格と生産費の關係が説かれる。商品の價格を p、單位當り原價を u、全企業の總平均價格を $\bar{p}$ で示せば、u が增加するとき p が同一の割合で增加する場合にのみ、p もそれに比例して騰貴することができる。p の騰貴率が u よりも低ければ、p の騰貴率も亦 u より低くならざるを得ない。かくして、

$$p=mu+np \cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots (1)$$

なる關係が成立する。m n は共に正なる係數で、企業の獨占の程度によつてその値が定まる。完全競爭が支配的な場合には、p が u より高ければ兩者が一致するまで生産量の增大が行はれる。獨占化の程度によつていかなる關係が成立つかは第一圖によつて示される。

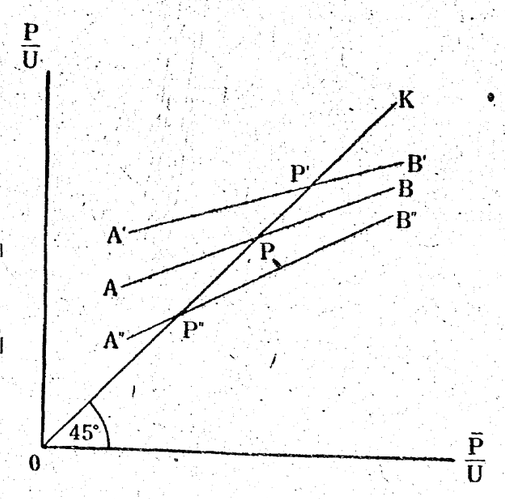

第 1 圖

(1)式を變形し、$\frac{p}{u}=m+n\frac{\bar{p}}{u}$ とおき $\frac{\bar{p}}{u}$ を横軸に $\frac{p}{u}$ を縱軸にとつて考へる。n は一般に1より小さいから、(1)式の關係を示す直線 AB の傾斜は $\frac{1}{n}$。線よりも小さい。m と n の變化によつて AB が A'B' に移動すれば、平均價格が一定なる限り、p の一層高い價格と u とが對應する。A''B'' に移動するときは獨占の程度は低くなる。特に $\frac{p}{u}$ と $\frac{\bar{p}}{u}$ が等しい場合には交點の横座標が $\frac{m}{1-n}$ に等しくなる。$\frac{m}{1-n}$ が高くなれば獨占の程度は